杉 戸 町 記 者 発 表 資 料

○ 令和８年９月１８日（金）
○ 担当課名　　教育総務課
○ 担当者職名 課長　　氏名 植原 政彦
○ 担当者職名 主幹　　氏名 平林 賢治
○ 電話番号 0480-33-1111（内線３９３）
○ 17時15分以降の問合せ先
（直通電話）0480-33-4041（直通）

職員の懲戒処分について

杉戸町教育委員会は、信用失墜行為による服務違反のあった職員に対し、地方公務員法の規定に基づき、懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

概　要

１ 事　案

文化財登録事務に必要な連絡調整の職務怠慢、及び不適切な発言

２ 事案の概要

当該職員は、令和８年２月頃から文化財登録に関する相談を受けたにもかかわらず、その後の必要な事務処理を怠って業務を滞留させた。また、相談者に対して不適切な言動を行った。

３ 処分内容等

（１）被処分者　　社会教育課・主幹兼主査・男性（５０歳代）
（２）処分内容　　減給１箇月　１０分の１
（３）処分理由　　地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。
・職員服務規程違反
・職務の怠慢
・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行

４ 処分年月日

令和８年９月１８日（金）

５ 今後の対応

今後、このような違反が起こらないよう、再発防止に努めるとともに法令遵守の周知徹底及び倫理意識の向上を図ってまいります。

その他

【取材対応】 取材を希望される報道各社の方におかれましては、記者発表担当者（本紙右上の電話番号）までご連絡ください。